

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第16号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(端数計算)</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>(公署指定の申請等)</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p>	<p><u>(支給しない場合)</u></p> <p><u>第6条</u> 職員が、出張により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって特地公署又は準特地公署に勤務しない場合は、その月の特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当は支給しない。</p> <p>(端数計算)</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>(公署指定の申請等)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。